

「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」に対する意見について

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

p16

重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組

第2 具体的施策

2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

(1) 経済的負担の軽減に関する施策

ウ 都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の充実した運用

＜意見＞

「トラウマに特化したケア」をこの公費負担制度の枠組みで実施していただきたい。

＜意見の詳細＞

エビデンスのあるトラウマに特化したケア（PE、CPT、TF-CBT、EMDR）は、ほとんどそのケアを求める被害者らに提供できていない状況にある。それらのケアができる場所が限られ、また、費用がかかるなどの理由がある。警察で認知された被害者らに、効果ある治療を警察のカウンセリング費用の公的負担制度のもと実施をしていただくことを希望する。

p16

第2 具体的施策

2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

(1) 経済的負担の軽減に関する施策

カ 都道府県等における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター利用者の医療費等の公費負担

＜意見＞

予防ワクチン代も、医療費の対象にしていただきたい。

＜意見の詳細＞

性犯罪・性暴力被害者が、その置かれた状況に対応して、医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度を含め、必要な支援を受けることができるよう、各都道府県等における支援環境の整備等の推進を図っていただくことは重要なことであるが、医療費の中に、緊急避妊ピルの他、感染症を予防するワクチン代も含めていただけるようご検討いただきたい。

p20

2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

(2) 居住の安定に関する施策

＜意見＞

犯罪被害者等にも、災害公営住宅の入居を居住施策の一選択肢として認めていただきたい。

＜意見の詳細＞

公営住宅の利用率が高いとはいえない状況が全国的に続いている。ただ、住宅に困る被害者は一定数おり、引っ越し等を余儀なくされる。要因分析を行い、公営住宅が利用しやすい制度設計にしていただきたい。なお、過去の大規模災害の累計で数万戸が全国に存在し、通常の公営住宅として管理・運用されているという。収入要件のない災害公営住宅（復興公営住宅）として、犯罪被害者の居住の選択肢を広げることはできないか検討いただきたい。被災と人災のいずれの被害を被った者も公正に支援をされるべきだと考える。

p23

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

＜意見＞

犯罪被害者の回復に、リハビリテーションや生活支援の視点も入れていただきたい。

＜意見の詳細＞

「犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止のための施策」は重要な項目であり、カウンセリング体制の充実などが図られてきた経緯は評価されるべきものである。一方で、今後求められる被害者支援では、被害者らが平穏な生活を送ることができるためのきめ細やかな日常生活自立や就労支援や生活支援である。これを支える専門職として、社会福祉士や精神保健福祉士はじめ、作業療法士などが活用可能である。地方公共団体の補助金事業としてこれらの視点を踏まえた支援メニュー例（支援調整会議にのらない被害者のケアマネジメント、リラクゼーション、就労支援等）を提示することを検討いただきたい。

p26

第2 具体的施策

1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

(4) P T S D等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

＜意見＞

2024年度診療報酬改定「心理支援加算」を適用できる医療機関の情報を集約し情報提供をしていただきたい。

＜意見の詳細＞

P T S D等の疾病の治療に対応できる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であるが、実際に、「トラウマに特化した治療」ができる医療機関であるか分からず。積極的に情報集約及び情報提供に努めていただきたい。その情報を国が取りまとめる過程で、医療機関が「トラウマに特化した治療」を提供する意義を認識し、心理専門職等がトラウマに特化した治療を提供できるようトレーニングを受けていく流れが進んでいくと考える。

p28

第2 具体的施策

1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

(17) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

<意見>

自動車事故以外の犯罪被害で重度後遺障害を負った犯罪被害者にも、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）のような手厚い支援を提供していただきたい。

<意見の詳細>

交通事故の被害者でナスバの支援が受けることのできる者と、その他事件による被害者では、その後の金銭的、人的支援は雲泥の差がある。交通事故以外の重度後遺障害を負った犯罪被害者にも、ナスバのような、訪問支援や医療入所施設、友の会（自助グループ：サポートグループ）といった支援が無料で提供されることが望まれる。

p31

第2 具体的施策

2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

(5) 矯正施設、更生保護官署職員等に対する研修等の充実

<意見>

被害者担当保護司の拡充をご検討いただきたい。

<意見の詳細>

現在、被害者担当保護司は各保護観察所に配置されているものの、数は限られ、身近な担当保護司として被害者に対応してくれる体制ではない。身近な地域で犯罪被害者が被害者担当保護司のサポートを受けることが出来る体制を検討いただきたい。被害当事者からも、保護司のような地域のサポートがほしいとの声があがっている。保護司自体が高齢化により担い手が少ないことが上げられるが、関わってもよいと考える新たな専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等）に被害者担当保護司として関与してもらうなど方法はあるのではないか。前向きにご検討をいただきたい。

p32

2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

(10) 医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

<意見>

精神保健福祉士等を含めた医療（主に精神科医療）に関わる専門職への理解促進を促していただきたい。

<意見の詳細>

医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深めるようにしていく施策になっているが、そこに精神保健福祉士学生や公認心理師学生、作業療法士学生も入れていただきたい。

p54

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

<意見>

犯罪被害者等の生活支援の観点から、「地域共生社会」の枠組みに被害者も認識いただくよう、各省

庁への書き込みをご検討いただきたい。

＜意見の詳細＞

各地方公共団体の社会保障審議会においては、犯罪被害者はその福祉の対象と認識されず今に至っている。「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」が発出されているが、その中で犯罪被害者を含めるとは明記されていない。そもそも犯罪被害者施策を扱う部署が、保健福祉以外のところにあることが多いために、福祉部局とは連携が取りづらい状況にあった。加害者側もそのような意味では扱う部署が異なっていたが、近年の再犯防止推進計画を努力義務で地方公共団体が策定し始めた頃から、福祉が関与し生活支援や就労支援が進むようになっている。犯罪被害者支援についても、地域共生社会の一員として認識されるべく、省庁を超えて対応いただきたい。

p55

2 具体的施策の方向性

(1) 各関係機関・団体における体制の充実

ア 関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

＜意見1＞

犯罪被害者等支援コーディネーターについて、都道府県に対して財政面・運用面での支援を更に行っていただきたい。

＜意見1の詳細＞

犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対して財政面・運用面での支援がなされているが、専門職は常勤配置されないと、実際には十分なコーディネーター業務はできない。また専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）の応募促進のための雇用条件の改善も検討いただきたい。

＜意見2＞

被害者を支援につなげるキーパーソンとして弁護士の役割は最も重要であり、司法・福祉間の連携強化体制を作っていただきたい。

＜意見2の詳細＞

加害者支援の視点から、再犯防止を通じて新たな被害者の発生を防ぐため、加害者支援との現場レベルでの連携体制が必要である。現在、加害者支援の現場では、勾留中から釈放に向けて、ソーシャルワークが行われており、支援の過程で被害者支援を要するケースに直面することもある。適切な支援機関につなぐためには、加害者支援に関わるソーシャルワーカーと、被害者支援に携わる専門職との連携体制が不可欠である。とりわけ、被害者を支援につなげるキーパーソンとして弁護士の役割は最も重要であり、弁護士と福祉専門職間の連携強化を構築する必要がある。被害者支援の実効性を高めるには、支援を必要とする被害者に確実に情報と援助が届くよう、専門職の連携による早期介入の仕組みづくりが重要であり、被害者支援を安定的に提供するために、行政や医療機関をはじめとする相談機関に被害者支援に精通したソーシャルワーカーを配置する措置を講じていただきたい。

◆要望事項

1. 加害者支援の現場で認知した被害者にも支援につなげる仕組みの整備
2. ソーシャルワーカー及び弁護士を含む専門職の連携体制の強化
3. 医療機関や相談支援機関において被害者支援専門知識を備えたソーシャルワーカーの配置

p56

第1 現状認識と具体的施策の方向性

2 具体的施策の方向性

(2) 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供

<意見>

民間も含めた犯罪被害者支援に関わる関係者からの重層的支援の積極的活用を推奨してもらいたい。

<意見の詳細>

市区町村の総合的対応窓口においては、職員が数年で異動になり、支援コーディネート機能が十分に果たせないことがあり、その場合に、市区町村の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用する案が「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」に盛り込まれた。ただ、「犯罪被害者等施策と重層的支援体制整備事業との連携について」の通知（R6.7）が発出されているが、犯罪被害者が重層的支援体制整備事業の対象として支援を行われるケースは全国的に限られている。一方、同じ司法分野でも、加害者支援については、重層的支援体制整備事業のなかで再犯防止推進に向けて、関係機関と支援会議が行われ、支援の連携が積極的に行われている地方公共団体もある。その仕組みから見えてくることは、相談を受けた窓口がそれぞれ重層的支援窓口に相談できる体制である。地方公共団体の総合的対応窓口担当者のみならず、被害者支援センターはじめ、様々な被害者支援に関する窓口が相談して、多機関連携の枠組みで被害者支援を進めることをできることを推し進めていただきたい。

（参考）尼崎市の再犯防止推進に向けた取組イメージ

<https://www.moj.go.jp/content/001411366.pdf>

p57

第2 具体的施策

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

<意見>

条例の策定も大切であるが、計画作成を推し進めていただきたい。

<意見の詳細>

特化条例策定は847か所（49%）まで増えたことは大いに評価に値するが、計画等の策定は、329か所（19%）に留まっている。法的性質として、条例は地方公共団体の法規にはなるが、指針や政策文書ではない。そのため、施策の目標や方向性、連携体制など、具体的な方向方針が盛り込めないことが多いと考えられる。結果、府内で犯罪被害者支援をする際に、連携していく体制が築きづらかったり、講演会等の実施も出来なかつたりするのではないかだろうか。再犯防止推進計画を例に出すと、「福祉・就労などの地域資源への確実な接続」と「地域全体での理解促進と協力体制の構築」が進んでいく。犯罪被害者支援においても、地域福祉等との更なる連携を目指し、条例に加えて、計画策定を施策として推し進めていくべきと考える。

p58

第2 具体的施策

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

(5) 犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び活動への支援

＜意見＞

犯罪被害者等支援コーディネーターの養成の質の担保として、社会福祉士または精神保健福祉士等であることを条件にしていただきたい。

＜意見の詳細＞

多機関ワンストップサービスの中心となる犯罪被害者等支援コーディネーターは、犯罪被害等の心情やトラウマインフォームケアはもとより、対人援助の基本や、様々な社会資源、ケアマネジメントの技術を知り、ケースワーク及びコミュニティワークができる者が担うべきものである。その質の担保を行うため、国家試験資格（社会福祉士または精神保健福祉士等）の表記を御願いしたい。近年、犯罪被害者等支援コーディネーターを都道府県ではなく、民間支援団体に委託する例もあるなか、質の担保ができないことを大いに危惧している。

p61

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

2 具体的施策の方向性

(16) 高齢者や障害者等からの人権相談への対応の充実

＜意見＞

高齢者や障害者等からの人権相談への対応の充実として、法務省に加え、厚生労働省においても対策を講じていただきたい。

＜意見の詳細＞

「老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設において人権相談ができるよう、当該施設内に特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者・障害者及び高齢者・障害者と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。【法務省】(4-20)」とあるものの、高齢者、障害者施設における虐待暴力事件が跡を絶たない現状から、法務省に加え、厚生労働省も担当省として並記し、対応をしていただきたい。

p65

第2 具体的施策

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

(23) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

＜意見＞

児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために配置する職種に社会福祉士、精神保健福祉士を追加していただきたい。

＜意見の詳細＞

「キ～略～児童心理司、保健師、弁護士、医師、こども家庭ソーシャルワーカー等の配置を支援する。【こども家庭庁】(4-38)」となっている。資格職としての教育を受け、実際現場配置されている資格であることを踏まえた現状の追認表記として、配置する職種に社会福祉士、精神保健福祉士を追加していただきたい。

p66

第2 具体的施策

2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

(2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

＜意見＞

被害者手帳をもつことのインセンティブを高めていただきたい。

＜意見の詳細＞

被害者手帳を作成・交付することで、被害者らの二次被害が軽減すると考えられ大変意義ある取り組みと考えられるが、この手帳をどのように活用するかが問われていると考える。まず、警察、あるいは都道府県がその手帳を発行していただきたい。同時に、被害者手帳を持つことによるメリットをご検討いただきたい。「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳を所持している方は、国の援護制度として医療費の給付を受けることができる。同様の制度設計を期待する。せめて、特定機能病院に紹介状なしで受診した場合にかかる費用である選定療養費の自己負担金は免除されることや、精神医療は自立支援医療と同様に約1割の負担でよいとった配慮が必要ではないかと考える。

p68

第2 具体的施策

2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

(10) 自助グループの紹介等

＜意見＞

自助グループに補助や支援をする仕組みを考案いただきたい。

＜意見の詳細＞

赤い羽根共同募金が「被害者やその家族等への支援活動助成」を行っているが、その助成で運営できる期限が限られ、当事者・遺族等の会にとっては事務的手続きで申請のハードルが高いことも多い。しかし、自助グループの力は大きく、金銭や現物給付が被害者に十分にできないのであれば、ピア（同じ課題を持った仲間）の集まりへの補助を導入すべきではないだろうか。なお、自助グループは、セルフヘルプ的要素をもったところと、サポートグループ的要素をもったグループに分かれるが、地方公共団体においても、後者のグループの立ち上げを検討いただけるように、施策上促していくことを希望する。

p68

第2 具体的施策

2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

(10) 自助グループの紹介等

＜意見＞

警察庁のサイトに、犯罪被害者団体の一覧はあるが、グリーフの当事者団体や児童虐待等の団体についても掲載すべきではないか。他の省庁で行っているなら、その情報にリンクしていただきたい。

＜意見の詳細＞

犯罪被害者等として、警察庁が認めている対象の方々の自助グループの情報を掲載すべきではない

か。被害者支援ネットワークでも半数ぐらいが自助グループを持っているが、それらの情報公開がなされていないところも多い。被害者のニーズとして、自助グループの情報を教えてほしいといった相談は多く寄せられてきたが、それに答えることが出来てこなかった。とりわけSNSが発展する中で、当事者同士で傷つけあう結果に終わる例もある。国として取りまとめをして、情報提供いただきたい。

p77

4 人材育成及び調査研究に関する施策

(20) 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進

<意見>

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成にトラウマインフォームドケアも入れていただきたい。

<意見の詳細>

社会福祉士及び精神保健福祉士の各養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めることに加え、トラウマインフォームドケアの教育を推進していただきたい。

p82

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

2 具体的施策の方向性

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等

<意見>

こどもたちに、性被害について学ぶ機会を持たせることを必須としていただきたい。包括的性教育の実施を期待する。

<意見の詳細>

「こどもたち自身が性に関して正しく理解し、適切な行動をとることができるよう、学習指導要領に基づき、こどもの発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通じた着実な指導を実施する。」となっているが、性教育については、性被害とは何かを教育の中で学ぶ機会を持つ取り組みを明確に追記してはどうか？こどもたちがグルーミングを受けて大人から性被害を受ける事案や親（内縁も含む）から性被害を受ける事案も発生しており、こどもたちが性被害について認知できる学習する機会を作ることが必要と考える。「生命の安全教育」の活用もあるが、国際的に知られる包括的性教育の枠組みで指導をしていただきたい。

p86

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

2 国民に向けた広報啓発に関する施策

(8) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

<意見>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）で、犯罪被害者が対象であることを明記していただきたい。

<意見の詳細>

被害が潜在化しやすい犯罪被害者の一定数は精神的不調をきたしておられる。精神障害にも対応し

た地域包括ケアシステム（にも包括）のなかで、犯罪被害者の存在について明記頂くことが重要だと考えらえる。国立精神・神経医療研究センターが主催するP T S D 対策専門研修において、「にも包括」において被害者も含まれることを伝えてくださってはいるが、全国的には認識がまだまだ薄いと考えられる。

p87

2 国民に向けた広報啓発に関する施策

(12) 交通事故統計データの充実

＜意見＞

交通事故統計データのみならず、被害者全般の相談件数を開示すべきではないか。

＜意見の詳細＞

児童虐待やDVについては、警察統計のほか、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターの相談件数が毎年発表されている。犯罪被害者支援については、警察の認知件数の数値は公表されているものの、全国的な相談件数の統計が存在しない。地方公共団体に数値を出させ、全国統計を公表していくことが、被害者支援の普及啓発につながり、潜在的被害者への救済につながると考える。

以上

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@jamhsw.or.jp